



平成 2 9 年度

公 募 要 領

再生医療実現拠点ネットワークプログラム
(疾患特異的 iPS 細胞の利活用促進・難病研究加速プログラム)

平成 2 9 年 2 月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

戦略推進部 再生医療研究課

目次

I. はじめに	1
1. 事業の概要.....	1
(1) 事業の現状.....	1
(2) 事業の方向性.....	2
(3) 事業の目標と成果.....	2
2. 事業の構成.....	2
(1) 事業実施体制.....	2
(2) 代表機関と分担機関の役割.....	2
II. 応募に関する諸条件等	3
1. 応募資格者.....	3
2. 応募に当たっての留意事項.....	3
(1) 委託研究開発契約について.....	3
(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について.....	3
(3) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）.....	4
III. 公募・選考の実施方法	5
1. 公募研究開発課題の概要.....	5
2. 研究開発提案書等の作成及び提出.....	5
(1) 提案書類様式の入手方法.....	5
(2) 提案書類受付期間.....	5
(3) 提案書類の提出.....	5
(4) スケジュール等.....	7
3. 提案書類の審査の実施方法.....	7
(1) 審査方法.....	7
(2) 審査項目と観点.....	8
4. 若手研究者の登用の推進について.....	9
5. 若手研究者登用の評価に当たり考慮すべき事項.....	10
(1) 評価方法.....	10
(2) 評価方法.....	10
IV. 提案書類の作成と注意	11
1. 提案書類等に含まれる情報の取扱い.....	11
(1) 情報の利用目的.....	11
(2) 必要な情報公開・情報提供等.....	11
2. 提案書類の様式及び作成上の注意.....	11
(1) 提案書類の様式.....	11
(2) 提案書類の作成.....	11
(3) 研究開発提案書類作成上の注意.....	12
(4) 研究提案開発提案書以外に必要な書類について.....	12
V. 委託研究開発契約の締結等	13
1. 委託研究開発契約の締結.....	13
(1) 契約条件等.....	13
(2) 契約締結の準備について.....	13
(3) 契約に関する事務処理.....	13
(4) 委託研究開発費の額の確定等について.....	13
2. 委託研究開発費の範囲及び支払い等.....	14

(1)	委託研究開発費の範囲	14
(2)	委託研究開発費の計上	14
(3)	委託研究開発費の支払い	14
(4)	間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について	15
3.	委託研究開発費の繰越について	15
4.	本事業を実施する研究機関の責務等について	15
(1)	法令の遵守	15
(2)	研究倫理教育プログラムの履修・修了	15
(3)	利益相反の管理について	15
(4)	法令・倫理指針等の遵守について	16
(5)	委託研究開発費の執行についての管理責任	17
(6)	体制整備等自己評価チェックリストの提出について	17
5.	本事業の研究活動に参画する研究者の責務等について	18
(1)	委託研究開発費の公正かつ適正な執行について	18
(2)	応募における手続等	18
(3)	研究倫理教育プログラムの履修・修了	18
6.	研究倫理プログラムの履修等について	18
(1)	履修プログラム・教材について	18
(2)	履修対象者について	18
(3)	履修時期について	18
(4)	研究機関等の役割について	19
(5)	履修状況の報告について	19
(6)	お問合せ先	19
7.	利益相反の管理について	19
(1)	対象事業・課題について	19
(2)	対象者について	19
(3)	利益相反審査の申出について	19
(4)	倫理審査及び利益相反管理の状況報告書の提出について	19
(5)	お問合せ先	20
8.	不正行為・不正使用・不正受給への対応について	20
(1)	本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等	20
(2)	不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について	20
(3)	AMED RIO ネットワークへの加入	23
9.	採択後契約締結までの留意点	23
(1)	採択の取消し等について	23
(2)	調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について	23
(4)	研究開発計画書及び報告書の提出について	24
	採択課題については、研究開発計画書及び報告書の一部を英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。	24
(5)	研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について	24
VI.	採択課題の管理と評価	26
1.	課題管理	26
2.	評価	26
3.	成果報告会等での発表	26
VII.	研究開発成果の取扱い	27
1.	委託研究開発成果報告書の提出と公表	27
2.	研究開発成果の帰属	27
3.	医療研究者等向け知財教材について	27
4.	研究開発成果のオープンアクセスの確保	27
VIII.	取得物品の取扱い	28

1.	所有権	28
2.	研究開発期間終了後の取扱い	28
3.	放射性廃棄物等の処分	28
IX. その他		29
1.	国民との双方向コミュニケーション活動について	29
2.	健康危険情報について	29
3.	政府研究開発データベース入力のための情報	29
4.	リサーチツール特許の使用の円滑化について	30
5.	知的財産推進計画に係る対応について	30
6.	AMED 知的財産コンサルタントによる知的財産戦略立案の支援等について	30
7.	創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について	30
8.	AMED における課題評価の充実	31
9.	各種データベースへの協力について	31
(1)	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	31
(2)	その他	31
X. 照会先		32
XI. 公募研究開発課題		33
1.	事業趣旨	33
2.	事業目標	33
3.	申請者などの要件	33
4.	公募対象、実施内容	33
5.	研究機関の目標	35
6.	実施体制	36
7.	企業との連携について	37
8.	研究拠点 I に関する本事業での支援範囲	38
9.	研究拠点 I、II の研究開発対象疾患	38
10.	留意事項	39
11.	実施期間	40
12.	実施規模	40
13.	採択課題予定数	41
14.	提出書類	41
15.	進捗管理等	41

I. はじめに

本公募要領に含まれる公募研究開発課題は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施する再生医療実現拠点ネットワークプログラム（疾患特異的 iPS 細胞の利活用促進・難病研究加速プログラム）の公募研究開発課題※です。

※ 本公募研究開発課題は、平成 29 年度予算の国会での成立を前提としているため、平成 29 年 4 月 1 日までに政府予算が成立しない場合は契約内容について別途協議することになります。

1. 事業の概要

(1) 事業の現状

AMED では各省連携プロジェクト「再生医療の実現化ハイウェイ構想」に基づき、「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」、「再生医療実用化研究事業」、「再生医療臨床研究促進基盤整備事業」、「iPS 細胞等臨床研究推進モデル事業」及び「再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業」が連携して基礎から臨床段階まで切れ目なく一貫した支援を行っています。

「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」では、iPS 細胞等を使った再生医療について、オールジャパン体制で研究開発を推進し、日本発の iPS 細胞技術を世界に先駆けて臨床応用することを目的としています。また、疾患発症機構の解明、創薬研究等を実施しています。再生医療の実現には、生命倫理や個人情報の保護等について社会のコンセンサスを得るとともに、様々な規制をクリアする必要がありますが、本事業では全体として、それらの倫理関係や規制関係に対するサポート体制を構築しています。

「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」では、これまで、以下の各サブプログラムにおいて、目的や実施内容に応じた各種の拠点・課題を構築しています。

1) iPS 細胞研究中核拠点／疾患・組織別実用化研究拠点（拠点 A・拠点 B）／技術開発個別課題
iPS 細胞の標準化、安全性の確保をおこないつつ、再生医療用 iPS 細胞ストックの構築をめざして必要な研究開発を長期的に実施する拠点を「iPS 細胞研究中核拠点」として構築するとともに「iPS 細胞研究中核拠点」で作製される再生医療用 iPS 細胞等を用いて、臨床研究を実施するために必要な研究開発をおこない、責任を持って臨床応用をおこなう拠点を「疾患・組織別実用化研究拠点（拠点 A・拠点 B）」として構築しています。また、これらの拠点と連携して iPS 細胞等の臨床応用の幅を広げる技術開発や、より高度な再生医療を目指した技術開発、iPS 細胞等の産業応用を目指した技術開発を「技術開発個別課題」として実施しています。

2) 再生医療の実現化ハイウェイ

再生医療のいち早い実現のため、連続的に再生医療研究を支援するとともに、疾患・組織別実用化研究拠点と連携しさらに研究を加速します。

3) 疾患特異的 iPS 細胞を活用した難病研究（平成 28 年度終了）

(イ) 病態解明、創薬の進まない難治性・希少性疾患に対する研究を疾患特異的 iPS 細胞を用いることで推進し、治療薬の創出を図ります。

(ロ) 難病を中心とした患者さんから樹立した疾患特異的 iPS 細胞を理研バイオリソースセンターに寄託し、難病等の疾患研究の促進を図ります。

4) 幹細胞・再生医学イノベーション創出プログラム

幹細胞・再生医学分野の発展および次世代の再生医療の革新的な医療の実現に資する、独創的な発想に基づく目標達成型の基礎的研究を実施します。研究の継続的な発展には、人材の育成が必要であることから、特に若手研究者に対する支援を行います。

今回「疾患特異的 iPS 細胞を活用した難病研究」の成果を活用して、「疾患特異的 iPS 細胞の利活用促進・難病研究加速プログラム」事業を開始します。

(2) 事業の方向性

「疾患特異的 iPS 細胞を活用した難病研究」（平成 24 年度～平成 28 年度に実施）にて構築された研究基盤やそこで樹立された iPS 細胞を用いた研究により疾患・創薬研究への道筋が示されました。これらの成果を最大限に活用し、疾患特異的 iPS 細胞を用いた疾患発症機構の解明、創薬研究や予防・治療法の開発等をさらに加速させるとともに iPS 細胞の利活用を促進することにより、iPS 細胞等研究の成果を速やかに社会に還元することを目指します。

(3) 事業の目標と成果

- 疾患特異的 iPS 細胞を用いることで、難病などの病態解明、創薬の進展が見込める研究をさらに加速させ、治療薬の創出を図ります。
- 疾患特異的 iPS 細胞を用いた研究に必要な技術を広く普及させます。
- iPS 細胞バンクの充実を図るとともに、より多くの研究者・企業が iPS 細胞を利活用できる環境を整備します。

2. 事業の構成

(1) 事業実施体制

医療分野研究開発推進計画に基づき、競争的資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、プログラムスーパーバイザー（以下「PS」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）等を事業内に配置します。

PS 及び PO 等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PS 及び PO 等に協力する義務を負います。PS 及び PO 等による指導、助言等を踏まえ、研究開発課題に対し必要に応じて計画の見直し、変更、中止、実施体制の変更等を求めることがあります。

(2) 代表機関と分担機関の役割

本事業において、研究開発課題は代表機関及び必要に応じて分担機関が実施します。

- (a) 「代表機関」とは、研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託研究開発契約を締結する研究機関※をいいます。
- (b) 「分担機関」とは、研究開発分担者が所属し、AMED と直接委託研究開発契約を締結する「代表機関」以外の研究機関※をいいます。

※ 本事業における機関との委託研究開発契約の詳細については V. 章を御参照ください。

II. 応募に関する諸条件等

1. 応募資格者

本事業の応募資格者は、以下（１）～（５）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者（以下「研究開発代表者」という。）とします。

（１）以下の（a）から（g）までに掲げる研究機関等

- （a）国の施設等機関^{※1}（研究開発代表者が教育職、研究職、医療職^{※2}、福祉職^{※2}、指定職^{※2}又は任期付研究員である場合に限る。）
- （b）地方公共団体の附属試験研究機関等
- （c）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学及び同附属試験研究機関等（大学共同利用機関法人も含む。）
- （d）民間企業の研究開発部門、研究所等
- （e）研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
- （f）研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条に規定する地方独立行政法人
- （g）その他 AMED 理事長が適当と認めるもの

※ 1 内閣府及び国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※ 2 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。

- （２）課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- （３）課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。
- （４）課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）に対して、責任ある対応を行うことができること。
- （５）本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援本事業に係る必要な手続等を行うことができること。

なお、特定の研究機関に所属していない、若しくは日本国外の研究機関に所属している研究者で、研究開発代表者として採択された場合、8月14日までに、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者も応募できます。ただし、8月14日までに、上記条件を備えていない場合、原則として、採択は取消しとなります。

また、委託研究開発契約の履行能力を確認するため、審査時に、代表機関及び分担機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

2. 応募に当たっての留意事項

（１）委託研究開発契約について

採択された研究開発課題については、その実施に当たり、研究開発課題を実施する研究機関の長と AMED 理事長との間で委託研究開発契約を締結することを原則[※]とします。

※ 詳細は V. 章を御参照ください。

（２）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

委託研究開発費においては、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を用いて応募を受け付けます。応募に当たっては、事業や各公募研究課題の概要等の記載内容をよく確認した上で、提案する研

究開発の実施によりどのような成果を示せるかを十分検討の上、提案書類に記載してください。詳細は、IV.章を御参照ください。

(3) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

*：現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）使用とする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件またはインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供する事はもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは、下記を参照ください。

○経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○経済産業省：安全保障貿易ハンドブック（2014年第8版）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

III. 公募・選考の実施方法

1. 公募研究開発課題の概要

本公募要領に含まれる公募研究開発課題の概要は以下のとおりです。各公募研究開発課題の詳細は XI. 章を参照してください。

#	分野等、公募研究開発課題名	研究開発費の規模	研究開発実施 予定期間	新規採択課題 予定数
1	研究拠点 I	1 課題当たり年間 60,000～90,000 千円程度 (間接経費を含む)	最長 6 年 2017～2021 年度	0～6 課題程度
2	研究拠点 II	1 課題当たり年間 40,000～60,000 千円程度 (間接経費を含む)	最長 3 年 2017～2019 年度	0～6 課題程度
3	バンク活用促進課題	1 課題当たり年間 50,000 千円程度 (間接経費を含む)	最長 3 年 2017～2019 年度	0～1 課題程度
4	iPS 細胞樹立課題	1 課題当たり年間 50,000 千円程度 (間接経費を含む)	最長 3 年 2017～2019 年度	0～1 課題程度

- 研究開発費の規模等はおおよその目安となります。
- 研究開発費の規模及び新規採択課題予定数等は、公募開始後の予算成立の状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募研究開発課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。
- 複数の公募研究開発課題への応募は認められますが、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中（詳細は V. 章 9. (5) を御参照ください）に該当しないことを示すため、同時に応募した研究開発課題の情報を研究開発提案書の該当欄へ必ず記載してください。

2. 研究開発提案書等の作成及び提出

(1) 提案書類様式の入手方法

提案書類の様式等、応募に必要な資料は AMED ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

<http://www.amed.go.jp/koubo/>

(2) 提案書類受付期間

平成 29 年 2 月 20 日（月）～平成 29 年 4 月 3 日（月）【正午】（厳守）

- (注 1) e-Rad への登録において行う作業については、e-Rad の利用可能時間帯のみですので御注意ください。
(注 2) 全ての研究開発提案書等について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので御注意ください。

(3) 提案書類の提出

提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いいたします。提出期限内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。研究開発提案書等の記載（入力）に際しては、本項目及び研究開発提案書（様式 1）に示した記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

(a) システムの使用に当たっての留意事項

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

1) システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに 00:00～24:00

(注) 上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

2) 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、「代表機関」（研究開発代表者が所属する研究機関）、「分担機関」（研究開発分担者が所属する研究機関）は、原則として応募時まで e-Rad に登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。応募時点で、特定の研究機関に所属していない、又は日本国外の研究機関に所属している場合においては、別途、提出前に担当課までなるべくお早めにお問い合わせください。

3) 研究者情報の登録

研究課題に応募する「研究開発代表者」及び研究に参画する「研究開発分担者」は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。なお、過去に科学研究費補助金制度などで登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照してください。

(b) システム上で提出するに当たっての注意

1) 提案書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。

2) ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。（システムへの負荷軽減と安定稼働の実現のため、旧システムでは可能だった Word 等の形式のままの提出は行えなくなりました。）外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

3) 画像ファイル形式

提案書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

4) ファイル容量

アップロードできるファイルの最大容量は 10 MB です。

5) 提案書類のアップロード

提案書類は、PDF に変換しアップロードしてください。

6) 所属機関の承認

研究開発代表者は所属機関の長の承認を得て、課題の申請は「機関の長（代表機関代表者）」（各研究機関等の e-Rad 事務代表者）が e-Rad で申請して下さい。

7) 受付状況の確認

受付期間終了時点で、システムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。受付期間終了時点までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、所属機関まで至急連絡してください。提案書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

8) 提出後の提案書類の修正

いったん提出した提案書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。具体的な操作については研究者向け操作マニュアルを参照してください。

9) その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、確認ください。

(c) システムの操作方法に関する問い合わせ先

システムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスクにて受け付けます（X. 章を御参照ください）。ポータルサイトのほか、「よくある質問と答え（FAQ）ページ」もよく確認の上、問い合わせてください。なお、ヘルプデスクでは公募要領の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

(4) スケジュール等

本事業における採択までのスケジュールは、公募開始時点で以下のとおり予定しています。審査の実施方法の詳細は III. 章 3. を御参照ください。

書面審査 平成 29 年 4 月中旬～平成 29 年 4 月下旬（予定）

面接（ヒアリング） 平成 29 年 5 月下旬～平成 29 年 6 月中旬（予定）※必要に応じて実施

（注 1）ヒアリングを実施する場合は、対象課題の研究開発代表者に対して、原則としてヒアリングの 1 週間前までに電子メールにて御連絡します（ヒアリング対象外の場合や、ヒアリング自体が実施されない場合には、この御連絡はいたしませんので、採択可否の通知までお待ちください）。ヒアリングの実施や日程に関する情報更新がある場合は、III. 3.（1）項に記載の AMED ウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せて御参照ください。ヒアリングの対象か否かに関する個別回答はいたしかねます。

（注 2）ヒアリング対象課題の研究開発代表者に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を電子メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答は、ヒアリングに先立ち、照会時に AMED が指定する期日までに事務局宛に電子メールで送付してください。

（注 3）ヒアリングの対象者は原則として研究開発代表者等とします。ヒアリングの日程は変更できません。

（注 4）ヒアリング終了後、必要に応じて、研究開発代表者に対して事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください。

採択可否の通知 平成 29 年 7 月上旬（予定）

（注）採択課題候補となった課題の研究開発代表者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めると、研究開発費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

研究開発開始（契約締結等）平成 29 年 8 月 14 日（予定日）

（注）この「予定日」は、提案時に研究開始時期を見据えた最適な研究開発計画を立てていただくこと、また、採択決定後、契約締結等までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、契約締結後、速やかに研究を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、契約締結等をお約束するものではありません。この「予定日」に契約を締結等するためには、研究開発計画（研究開発費や研究開発体制を含む。）の作成や調整について、研究機関等の皆様の御尽力をいただくことが必要となります。AMED においても、PS・PO との調整などを速やかに実施し、早期の契約締結等に努めていきます。

3. 提案書類の審査の実施方法

(1) 審査方法

本事業における研究開発課題の採択に当たっては、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する評価委員を評価者とする課題事前評価（審査）を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。

- (a) 審査は、AMEDに設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (b) 課題評価委員会は、提出された提案書類の内容について書類選考（書面審査）及び必要に応じて面接（ヒアリング）を行い※、審議により評価を行います。
 - ※ 審査の過程で研究開発代表者に資料等の追加提出を求める場合があります。
- (c) 採択に当たっては、研究開発代表者に対して、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正※を求めることや、予算額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画等の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。
 - ※ 採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなります。採択課題の管理と評価についてはVI.章を御参照ください。
- (d) 審査終了後、AMEDは研究開発代表者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。
- (e) 評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。また、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないようにしています。
- (f) 採択課題の研究開発課題名や研究開発代表者氏名等は、後日、AMEDウェブサイトへの掲載等により公開します。また、評価委員の氏名については、原則として、毎年度1回、AMED全体を一括して公表します。
- (g) 公正で透明な評価を行う観点から、AMEDの規定に基づき、評価委員の利益相反マネジメントを行っています。評価委員が下記に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象としてAMEDに対し申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参加することがあります。
 - ① 被評価者が家族であるとき
 - ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
 - ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
 - ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
 - ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき
 - ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
 - ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき
- (h) 応募しようとする者、応募した者は、AMED役員、PD、PS、PO、評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。

(2) 審査項目と観点

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した研究開発課題を提案する場合は、研究開発を遂行する上での分担機関の必要性と、分担機関における研究開発の遂行能力等も評価の対象となります。

- (a) 事業趣旨等との整合性
 - ・事業趣旨、目標等に合致しているか
- (b) 科学的・技術的な意義及び優位性

- ・現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・独創性、新規性、革新性を有しているか
- ・医療分野の進展に資するものであるか
- ・新技術の創出に資するものであるか
- ・社会的ニーズへ対応するものであるか
- ・医療分野の研究開発に関する国の方針に合致するものであるか

(c) 計画の妥当性

- ・全体計画の内容と目的は明確であるか
- ・年度ごとの計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか
- ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか

(d) 実施体制

- ・申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- ・十分な連携体制が構築されているか
- ・申請者等のエフォートは適切であるか
- ・不合理な重複／過度の集中は無い

(e) 所要経費

- ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか

4. 若手研究者の登用の推進について

本事業は、公的研究費を支出する事業共通の意義として、広く我が国の未来を担う研究者を育成し、また育てられた人材を通じて研究成果を社会へ還元することを目的としています。そのような観点から、本事業では、積極的に若手研究者をリサーチ・レジデント等の研究員として登用することが望まれます。ただし、その育成は計画的になされる必要があり、課題採択後、中間評価等で研究開発継続の可否及び配分額を決定する上で、適切な管理がなされているかどうかを考慮します。

本事業は、公的研究費を支出する事業共通の意義として、広く我が国の未来を担う研究者を育成し、また育てられた人材を通じて研究成果を社会へ還元する意義を有しています。そのような観点から、本事業では、人材育成の推進を図ること等を目的として、それに適う研究員の登用を支援します。

この支援によって雇用される者を若手研究者と呼び、以下の3つの条件を満たす者とします。

- 平成 29 年 4 月 1 日時点において、博士等の学位を有する者又はこれと同程度の研究能力があると認められる者。ただし、医師（日本の医師免許取得者）については、博士の学位の有無に関わらず医学部卒業後 2 年以上を経過した者。
- 研究班に参加している期間中、他の職を主たる職としない者
- 平成 29 年 4 月 1 日時点において、年齢が満 39 歳以下の者（昭和 52 年 4 月 2 日以降に生まれた者）。ただし、産前・産後休業及び育児休業をとった者は、満 39 歳以下の制限に、その日数を加算することができる。

若手研究者の登用を希望する際は、研究開発提案書（様式 1）「18. 研究者育成について」にその旨を明示し、指定の履歴書（別添様式 1）及び若手研究者育成計画書（別添様式 2）を提出してください。履歴書には当該若手研究者のこれまでの研究実績、従事する研究内容とその計画等を記載し、若手研究者育成計画書には指導体制、育成計画、育成環境等を記載してください。

なお、研究開発提案課題が採択されても、必ずしも若手研究者が登用されるとは限りませんので、若手研究者の登用ができなかった場合でも研究本体の進捗が担保できる「研究計画・方法」としてしてください。

※平成 29 年度の若手研究者登用は、1 採択課題あたり 1 名の予定です。

※若手研究者の登用期間は、原則として 1 年以内とします。ただし、対象となる研究開発課題の継続実施が認められ、かつ、当該若手研究者の研究成果が良好と評価され引き続き採用する必要があるものと認められた場合は、研究開発実施期間を上限として 1 年以内ごとに登用期間を更新することができます。

※ 原則、新規の若手研究者登用の申請は新規の研究開発課題提案時にのみできるものとします。

若手研究者の登用を申請する際は、若手研究者の登用に要する経費（以下、「若手研究者登用費」という。）は一人当たり 6,000 千円を上限とし、研究開発の内容に係る経費（以下、「基本経費」という。）と合算した金額を研究開発提案書（様式 1）内「3. 当該年度の計画経費」に記載してください。また、同「19.（1）各年度別経費内訳」に若手登用費の希望額を計上してください。

若手研究者の登用に要する経費は年間 6,000 千円（間接経費を含む。）を上限として、基本経費と合算して支給します。

5. 若手研究者登用の評価に当たり考慮すべき事項

（1）評価方法

若手研究者候補者の評価は事前評価委員会で行い、登用の可否を AMED が決定します。

（2）評価方法

（a）若手研究者の実績の評価

- ・博士の学位を有するか、これと同程度の研究能力があるか
- ・iPS細胞関係の研究実績があるか、又はiPS細胞研究に貢献できる他分野での研究実績があるか

（b）研究内容・育成計画の評価

- ・若手研究者を育成するための計画は適切か
- ・若手研究者を育成するための指導者・施設等の体制は適切か
- ・若手研究者の研究開発計画が、「研究開発代表者」又は「研究開発分担者」の研究開発課題に沿っているか

IV. 提案書類の作成と注意

1. 提案書類等に含まれる情報の取扱い

(1) 情報の利用目的

提案書類等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための審査のほか、研究開発費の委託業務、Ⅹに記載されている研究支援のために利用されます。

また、提案書要約の情報は、新規事業創出等の AMED 事業運営に資する研究動向の分析にも利用します。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、提案者の不必要な不利益が生じないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のウェブサイト※を御参照ください。

※ 「行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護 > 法制度の紹介」 (総務省)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/horei_kihon.html

(2) 必要な情報公開・情報提供等

(a) 採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」に該当し、情報開示することがあるほか、マクロ分析に必要な情報は「政府研究開発データベース」(Ⅸ. 3. 節を御参照ください)への入力のため e-Rad を通じて内閣府に提供され、分析結果が公表される場合があります。

(b) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案書類等に含まれる一部の情報を、e-Rad などを通じて、他府省等を含む他の競争的資金等の担当部門に情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

2. 提案書類の様式及び作成上の注意

(1) 提案書類の様式

提案書類の様式は、「研究開発提案書」とします。簡潔かつ明瞭に各項目を記載してください。提案書類受付期間及び提出に関しては、Ⅲ. 章を御参照ください。

(2) 提案書類の作成

応募は e-Rad にて行います。提案書類の作成に当たっては、(3)に示す注意事項も併せて御覧ください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

(a) 研究開発提案書は、原則として日本語での作成ですが、要約については、日本語と英語の両方の記載が必須となります。記載漏れなど不備がある場合は、審査対象外となる場合があります。

(b) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。

(c) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。

(d) 英数字は、原則として半角で入力してください。(例) 郵便番号、電話番号、人数等)

(e) 提案書類は、下中央に通しページ (-1-) を付与してください。

(f) 提案書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

(3) 研究開発提案書類作成上の注意

(a) 省令・倫理指針等の遵守

研究開発計画の策定に当たっては法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。詳細は V. 4. (4) を御参照ください。

(b) 研究開発課題の提案に対する機関の承認

研究開発代表者が提案書類を提出するに当たっては、代表機関（研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託契約を締結する研究機関）の長の了承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する研究提案を提出する場合には、参加する全ての研究機関の長の了承を得てください。

(c) 研究開発提案内容の調整

研究開発課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求められることがあります。また、今後、採択された研究開発課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(d) 対象外となる提案について

以下に示す研究開発課題の提案は本事業の対象外となります。

- ① 単に既製の設備備品の購入を目的とする提案
- ② 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案

(4) 研究提案開発提案書以外に必要な書類について

(a) PMDA の事前面談・対面助言の記録等

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施する「薬事戦略相談」のうち、事前面談を実施済みの場合はサマリー（様式自由；アカデミア側作成の要旨で可）を、対面助言を実施済みの場合は対面助言記録及び別紙（相談内容）を、それぞれ添付していただきます。詳細は XI. 章の各公募研究開発課題に記載されている留意点等を御参照ください。

（注）実用化段階に移行する研究開発課題（「薬事戦略相談」の対象範囲となる研究開発課題）においては、その契約条件として、原則採択後 1～2 年目に対面助言を受けていただくこととなります（受けるべき時期等、詳細は IV. 1. を御参照ください）。応募時点で対面助言を実施済みであることは必須ではありませんが、対面助言を受け、その相談結果を研究開発計画に反映させていることが望まれます。

(b) 臨床研究に関する資料等

革新的な医薬品や医療機器の創出を念頭に置いた医師主導治験や臨床試験及びそれらを目指した非臨床試験を行う研究[※]では、治験計画書やプロトコール（目的、対象、選択基準、除外基準、症例数、観察内容、介入内容、統計的手法、研究体制等の情報を含む）（様式自由；応募時点で未実施の場合は案で可）等の臨床研究に関する資料等を添付していただきます。詳細は XI. 章の各公募研究課題に記載されている留意点等を御参照ください。

※ 新しい医薬品や医療機器の創出を目的としていない研究や新しい医療技術の評価、通常の承認プロセスと異なるものは対象外とします。

(c) 動物実験に関する自己点検・評価結果

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）又は厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）に定められた動物種を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しの提出を求められます。

V. 委託研究開発契約の締結等

1. 委託研究開発契約の締結

(1) 契約条件等

採択された研究開発課題については、研究開発課題を実施する機関[※]の長と AMED 理事長との間で、国の会計年度の原則に従い単年度の委託研究開発契約を締結することになります。詳細は採択後に AMED から御案内します。

契約を締結するに当たっては、課題評価委員会、PS、PO 等の意見を踏まえ、採択時に付された条件が満たされていない場合、契約の内容（経費の積算を含む。）や方法が双方の合意に至らない場合等には、採択された研究開発課題であっても契約しないことがあります。

契約締結後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の見直し又は中止を求めることがあります。

PS、PO 等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究開発計画の見直し等による契約変更や課題の中止を行うことがあります。

※ 国の施設等機関等（国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。）である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります（その場合、AMED が定める補助金取扱要領に従うこととします）。このとき、間接補助金の経理に係る事務については当該機関の長に委任していただきます。

なお、研究計画において「代表機関」と「分担機関」の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって、「分担機関」が国の施設等機関等でない場合には、本事業においては、再委託として取り扱うことを認めることがあります。ただし、再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに AMED の求めに応じて監査等に応じることを条件とします。

(2) 契約締結の準備について

研究開発課題の採択後、速やかに契約の締結が進められるよう、受託者は、

- (a) 全体研究開発計画書及び研究開発計画書[※]の作成
- (b) 業務計画に必要な経費の見積書の取得
- (c) 会計規程及び職務発明規程等の整備

を実施しておく必要があります。

※全体研究開発計画書は、採択時の研究開発提案書を元に研究開発課題ごとに各一通作成いただきます。全実施期間の研究開発構想を中心に、基本計画、研究開発内容、研究開発体制、予算計画等を記載してください。同計画書は、年度における予算配分の検討及び中間・事後評価や課題進捗管理の基礎資料の一つとなります。

研究開発計画書は、各年度の委託研究開発契約締結の際に、契約ごとに各一通作成いただきます。

計画書様式は、採択後に別途御連絡いたします。

(3) 契約に関する事務処理

AMED 「委託研究開発契約事務処理説明書」[※]に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

※ <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

(4) 委託研究開発費の額の確定等について

当該年度の委託研究開発契約期間終了後、委託研究開発契約書に基づいて提出していただく委託研究開発実績報告書を受けて行う確定検査により、委託研究開発費の額の確定を行います。確定検査等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正使用等を行った研究の実

施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります（V. 8. (2)を御参照ください）。

2. 委託研究開発費の範囲及び支払い等

(1) 委託研究開発費の範囲

本事業では以下のとおり費目構成を設定しています。詳細は AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※¹を御参照ください。

	大項目	定義
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究開発参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費
	人件費・謝金	人件費：当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費 謝金：講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳者、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記のほか、当該委託研究開発を遂行するための経費例） 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費、検査業務費、不課税取引等に係る消費税相当額等
間接経費※ ²	直接経費に対して一定比率（30%以内）で手当され、当該委託研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として AMED が支払い、研究機関が使用する経費	

※¹ <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

※² AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、特殊法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等と委託研究開発契約を締結して、研究開発を実施する場合に措置されます。国の施設等機関（国立教育政策研究所を除く）に所属する研究者である場合は対象外となります。なお、間接経費は、分担機関（国の施設等機関等を除く）についても、配分される直接経費に応じて配分されます。

(2) 委託研究開発費の計上

研究開発に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※の定めによるものとします。

※ <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

(注) AMED における研究者主導治験・臨床試験での委託研究開発契約では、今後、「研究者主導治験又は臨床試験における症例単価表を用いた契約管理方式」を導入します※。採択された研究開発課題がその対象と認められる場合には、あらかじめ定められた内部受託規程（「研究者主導治験又は臨床試験における受託研究取扱規程」（仮称））に基づき治験・臨床研究における症例登録等が行われる体制が研究機関に整備されていれば、症例登録等を研究機関の長から他の医療機関に対して一種の外注形式で依頼できるものとします。詳細は AMED「研究費の運用：研究者主導治験又は臨床試験における医療機関経費の管理について」（http://www.amed.go.jp/program/kenkyu_unyo.html からリンク）を御参照ください。

※ 治験・臨床研究の業務支援体制が充実している施設においては、当分の間、従来方式でも可とします。

(3) 委託研究開発費の支払い

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等 4 分割した額を原則とします。

(4) 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について

AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認ください。

※<http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

3. 委託研究開発費の繰越について

事業の進捗において、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難、その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認ください。

※<http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

4. 本事業を実施する研究機関の責務等について

(1) 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施に当たり、その原資が公的資金であることを鑑み、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為^{※1}、不正使用^{※2}又は不正受給^{※3}（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。

* 1 「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによります。

ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

* 2 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない）をいいます。

* 3 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

※上記定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

(2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為等を未然に防止する取組みの一環として、AMED は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。研究機関には、研究者に対する研究倫理教育を実施し、その履修状況を AMED に報告していただきます（詳細は V. 6. 節及び AMED のウェブサイトをご覧ください）。

なお、AMED が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示に従って委託研究開発費の執行を停止し、指示があるまで再開しないでください。

(3) 利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（平成 28 年 3 月 17 日 平成 28 年規則第 35 号）に基づき、研究開発課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行っていただきます。

研究機関等が AMED 事業における研究開発において、研究開発代表者及び研究開発分担者の利益相反を適切に管理していないと AMED が判断した場合、AMED は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金の提供の打ち切り並びに AMED から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。詳細は V. 7. 節及び AMED のウェブサイトをご覧ください。

(4) 法令・倫理指針等の遵守について

研究開発構想を実施するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報等の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

遵守すべき関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合がありますので、留意してください。

また、研究開発計画に相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、各年度の終了後又は委託研究開発課題終了後 61 日以内に、AMED に対して利益相反管理の状況とともに報告を行っていただきます。

特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正にて確認ください。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 18 年法律第 106 号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針（平成 26 年文部科学省告示第 174 号）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生労働省令第 21 号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年度文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）

※ 生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトを参照してください。

・文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

- ・厚生労働省「研究に関する指針について」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoku/i-kenkyu/index.html>

(5) 委託研究開発費の執行についての管理責任

委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」※（平成26年2月18日改正）に示された内容について順守する必要があります。

(6) 体制整備等自己評価チェックリストの提出について

(a) 体制整備に関する対応義務

各研究機関は、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき（公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む）遵守していただきます。

(b) 体制整備等の確認について

本事業の契約にあたり、各研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト（以下「チェックリスト」といいます。）により文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いする場合があります。そのため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、AMED が別途指示する期日までに、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、体制整備自己評価チェックリストが提出されていることが必要です。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

本制度の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）そのため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、AMED が別途指示する期日までに、各研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成29年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

(c) チェックリストの提出の必要性

文部科学省系の他事業への応募等に当たって本年度に入り既にチェックリストを一度提出している場合は、同年度における文部科学省系の別事業への応募又は委託研究開発契約締結に際して、新たに提出する必要はありません。

なお、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降も、年1回改めて文部科学省へ提出をお願いします。

※e-Rad への登録

チェックリストの提出に当たっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分御注意ください。

手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」を御覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

(d) 調査への協力

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。

(e) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に則り、文部科学省から改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMED から研究機関に対し、研究費における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなりますので御留意ください。

※下記のウェブサイトをご参照ください。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afiedfile/2014/03/18/1343906_02.pdf

5. 本事業の研究活動に参画する研究者の責務等について

(1) 委託研究開発費の公正かつ適正な執行について

本事業の研究活動に参画する研究者等は、AMED の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

(2) 応募における手続等

研究開発担当者となる研究者等は、応募に際しては、自身が研究開発課題を実施する機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

本事業に参画する研究者は、不正使用・不正受給・不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります(詳細は V. 6. を御参照ください)。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止等することがありますので、御留意ください。

6. 研究倫理プログラムの履修等について

(1) 履修プログラム・教材について

後記2の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・ CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・ 「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」
(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)
- ・ 研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

(2) 履修対象者について

履修対象者は、研究機関等が、AMED の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者です。

(3) 履修時期について

履修対象者は、原則、研究開発期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります）。

(4) 研究機関等の役割について

研究機関等は、自己の機関（委託先を含む。）に属する上記2の履修対象者に、上記1のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況をAMEDへ報告してください。

(5) 履修状況の報告について

研究機関等が取りまとめの上、AMEDが指定する様式の履修状況報告書を、AMED（研究公正・法務部）に電子ファイルで提出してください（押印は不要です。）。

報告対象者：平成28年度以降に開始された事業における履修対象者

提出期限：翌年5月末日

提出書類：「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」（AMEDのウェブサイトより様式をダウンロードしてください。）

URL：http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/

提出先・方法：kenkyuukousei” at” amed.go.jpへ電子メールで送信してください。

”at”の部分を実際の変換記号@に変えてください

件名【平成28年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には研究機関等の名称を記載してください。

(6) お問い合わせ先

研究倫理教育プログラムに関するお問い合わせは、kenkyuukousei” at” amed.go.jpへ電子メールで送信してください（”at”の部分を実際の変換記号@に変えてください）。

7. 利益相反の管理について

(1) 対象事業・課題について

(a) 平成28年度以降に開始する全ての研究開発課題

・研究開発に該当しないもの（基盤整備・人材育成等）については対象外となります。
・平成28年4月1日時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が未了の研究機関等については、平成30年3月31日までAMEDの「研究活動における利益相反に関する規則」の適用を除外するものとします。ただし、これらの研究機関等においても、AMEDの事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めてください。

(b) 平成27年度以前に開始している研究開発課題のうち規則別表に掲げる事業における課題

・ただし、規則別表に掲げる事業以外の事業における、平成27年度以前に開始している課題についても、AMEDの事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めてください。

(2) 対象者について

研究開発代表者及び研究開発分担者

(3) 利益相反審査の申出について

対象者は、研究開発課題についての各年度の契約締結前までに、利益相反委員会等に対して経済的利益関係について報告した上で、研究開発課題における利益相反の審査について申し出てください。

(4) 倫理審査及び利益相反管理の状況報告書の提出について

各研究機関等は、研究機関等に所属する研究開発代表者及び研究開発分担者について、参加している課題ごとに、倫理審査及び利益相反管理の状況報告書を作成し、研究機関等の機関長の押印を行った上で、各課題を担当する事業課宛に郵送にて提出してください（なお、各研究機関等は、委託先機

関における研究開発分担者の報告書も取りまとめて提出してください)。提出期限は、各年度終了後又は委託研究開発課題の終了後 61 日以内となります。

(5) お問い合わせ先

利益相反管理に関するお問合せは、kenkyuukousei” at” amed.go.jp へ電子メールで送信してください (“at”の部分>@に変えてください)。

- * 詳細については、次のウェブサイトにて確認ください。
- ・ 研究活動における利益相反の管理に関する規則
http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku.pdf
- ・ 規則 Q&A
http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku-qa.pdf
- ・ 倫理審査状況及び利益相反管理状況報告書
http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_houkokuyoshiki.docx

8. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について

(1) 本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）があった場合は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)に則り、速やかに当該予備調査が開始したことを AMED に報告してください。

研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について AMED と協議しなければなりません。

この場合、AMED は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本事業の研究費の使用停止を命じることがありますので御留意ください。

また、研究機関は、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)に定められた期限以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を AMED に提出してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、AMED に報告する必要があるほか、AMED の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を AMED へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、AMED への当該事案に係る資料の提出又は AMED による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、AMED は、研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行う場合があります。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)を参照してください。

(2) 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 1 日制定、平成

28年2月19日改正 平成28年規則第34号)に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

(a) 契約の解除等

AMED は、本事業において不正行為等が認められた場合は、研究機関に対し、委託研究開発契約を解除し、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降委託研究開発費を交付しないことがあります。

(b) 応募及び参加の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMED の事業への応募及び参加の制限を行います。

【不正行為の場合】

※認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

【不正使用・不正受給の場合】

※ 研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} (補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4})
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※※ 以下の場合、応募申請の制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

(c) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また委託研究開発契約締結後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

「他の競争的資金制度」について、平成29年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成29年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

(d) 他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMED に報告する義務があります。

当該報告を受けて、AMED は、必要と認める場合には、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究開発契約の解除等を行う場合があります。

(e) 不正事案の公表

本事業において、上記 (a) 及び (b) の措置・制限を実施するときは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 28 年 2 月 19 日改正 平成 28 年規則第 34 号)等に従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

本制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要(制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

同様に、本制度において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」においては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

(3) AMED RIO ネットワークへの加入

AMED では、平成 29 年度に RIO ネットワーク[※]を構築する予定です。AMED と契約した研究機関は、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者、及び研究不正と研究費不正に関する実務担当者を登録していただき、RIO ネットワーク活動に参画していただきます。

※ AMED の資金で研究開発を行っている研究機関等の研究公正責任者(RIO: Research Integrity Officer、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者)とその実務担当者のネットワーク。

9. 採択後契約締結までの留意点

(1) 採択の取消し等について

本課題採択後において、以下の場合においては、採択の取消し等を行うことがあります。

- ・ AMED が指示する提出物の提出期限を守らない場合
- ・ 当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合
- ・ 不正行為等に関する本調査が開始された場合等

(2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

AMED は、委託研究開発契約の締結に当たって、研究機関に対し、次の (a) から (c) について表明保証していただきますので、御留意ください。

(a) 研究機関において、本課題の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が、国の不正行為等対応ガイドライン*に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと

(b) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が研究開発計画書における研究開発代表者及び研究開発分担者に含まれている場合には、当該対象者について、委託研究開発契約締結日前までにAMEDに通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつきAMEDの了解を得ていること

(c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

* AMEDと委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結（AMEDからみると、再委託契約に当たります。この第三者について、以下「委託先」といいます。）している場合には、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」（これに相当する肩書きを付与された者も含む）についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

※この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは次のガイドラインをいいます。

- ・厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）
- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）
- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
（平成26年8月26日文科科学大臣決定）
- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）
- ・研究活動の不正行為への対応に関する指針
（平成19年12月26日制定、平成27年1月15日最終改正 経済産業省）
- ・公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針
（平成20年12月3日制定、平成27年1月15日最終改正 経済産業省）

(4) 研究開発計画書及び報告書の提出について

採択課題については、研究開発計画書及び報告書の一部を英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。

(5) 研究費の不合理的な重複及び過度の集中の排除について

(a) 不合理的な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかにAMEDの本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(b) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、本項では、これらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これに準ずる場合

※ 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとする時間の配分率（%）」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかにAMEDの本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(c) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(d) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

提案書類に、他府省を含む他の競争的資金等の受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

VI. 採択課題の管理と評価

1. 課題管理

全ての採択課題について、毎年度、委託研究開発成果報告書の提出を求めます。また、PS、PO 等が進捗管理を綿密に行います。進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票（研究の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（個別課題ごとの面談）、サイトビジット（研究実施場所における実際の研究状況の確認）等を通じて出口戦略の実現を図っていきますので御対応ください。なお、進捗状況に応じて、計画の見直しや課題の中止（早期終了）等を求めることがあります。

加えて、実用化段階に移行する研究開発課題（独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施する「薬事戦略相談」の対象範囲となる研究開発課題）においては、その採択条件として、原則採択後 1～2 年目^{*1、*2}に対面助言を受けていただくことになります。更に研究開発期間中、適切な情報管理のもと、薬事戦略相談における各種面談に AMED が同席することを承諾し、対面助言の記録及びこれに関連する情報を AMED に共有していただきます。

※1 臨床試験（治験）を対象とした研究開発課題については、治験開始前までに実施を求めます。一方、採択前に対面助言を実施済みの研究開発課題については、研究開発期間中に必要に応じて再度受けることで差し支えありません。

※2 応募時点又は採択時点で対面助言を実施済みであることは必須ではありませんが、対面助言を受け、その相談結果を研究開発計画に反映させていることが望まれます。

研究開発期間中、革新的な医薬品や医療機器の創出を念頭に置いた医師主導治験や臨床試験及びそれらを目指した非臨床試験を行うこととなった研究^{*}では、プロトコール（目的、対象、選択基準、除外基準、症例数、観察内容、介入内容、統計的手法、研究体制等の情報を含む）等の臨床研究に関する資料等を提出していただきます。

※ 新しい医薬品や医療機器の創出を目的としない研究や新しい医療技術の評価、通常の承認プロセスと異なるものは対象外とします。

2. 評価

本事業では、採択課題のうち 5 年以上の研究開発期間を予定しているものについて、研究開発開始後 3 年程度を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、研究開発計画の達成度や研究開発成果等を厳格に評価します^{*}。5 年度満の研究開発期間を予定しているものについては、原則実施しないものですが、事業等の推進に当たって中間評価が必要とされた場合には、「課題評価委員会」による中間評価が実施されます。

また本事業では、必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。評価結果によっては、PS、PO 等の総合的な判断により AMED が課題の中止（早期終了）や延長等を決定することがあります。

また全ての採択課題について、課題終了前後の適切な時期に事後評価を実施します。更に、必要に応じて、課題終了後一定の時間を経過した後に追跡評価を実施することがあります。

※5 年以上とは、ここでは年度をいう。

3. 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択課題の研究開発代表者等に対して、AMED が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、追跡調査や成果展開調査の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においても発表を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

VII. 研究開発成果の取扱い

研究開発成果の取扱いについては、委託研究開発契約に基づき、知的財産権や成果利用に関する事項を遵守することが義務付けられています。

1. 委託研究開発成果報告書の提出と公表

受託者は、研究成果を取りまとめた委託研究開発成果報告書を提出していただきます。提出期限は委託研究開発実施期間の終了、委託研究開発の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して61日以内ですので注意してください。なお、期限までに委託研究開発成果報告書の提出がなされない場合、委託研究開発契約が履行されなかったこととなり、委託研究開発費の支払い等が行えなくなるため、提出期限は厳守してください。

また、成果報告書における一部の項目及び総括研究報告の内容は、公開情報となります。適切な時期にAMEDウェブサイトにて公開します。

2. 研究開発成果の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。日本版バイ・ドール規定の目的は、知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにあります。本事業においては、受託者自身が成果の実用化に最大限取り組むことを期待し、この日本版バイ・ドール規定を適用しています。要件の詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

受託者におかれましては、国の委託研究開発の成果に係る知的財産権を保有するに当たり、自らが研究開発の成果の実用化に最大限取り組むべき立場にあり、実用化の実現が期待されていることを強く意識し、これに向けて取り組んでください。特に、AMED 知的財産ポリシー^{*}に則り、知的財産権をグローバルで適切に保護し活用するため、知的財産権の取得に当たり、間接経費を充当する等、受託者の財源の中で適切な措置がなされるようにしてください。

AMED 知的財産部では、受託者に帰属した研究開発成果の最大化及び実用化に向けて、一貫した支援を行っています。AMED 知的財産部による支援には、①成果の知財化における強化支援、②企業連携戦略等の助言、③企業への導出・ライセンス化活動の支援等があります。

※ http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_policy.html

3. 医療研究者等向け知財教材について

受託者に帰属した研究開発成果の出願戦略、権利化戦略、活用戦略等を検討する上で参考となる医療研究者等向け知財教材をウェブサイト^{*}で公開しています。研究を実施する前に、研究者等が知財教材を閲覧することを強く推奨しています。

※ http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_kyouzai.html

4. 研究開発成果のオープンアクセスの確保

受託者は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

VIII. 取得物品の取扱い

1. 所有権

大学等^{※1}が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の所有権は、大学等に帰属するものとします。

企業等^{※2}による取得物品の所有権は、取得価格が 50 万円以上（消費税含む。）かつ耐用年数が 1 年以上のものについては AMED に帰属するものとしますが、当該取得物品は委託研究開発期間終了までの間、委託研究開発のために無償で使用することができます。当該取得物品については、受託者が善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

- ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
- イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
- ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、AMED が認めるもの

※2 「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称したものをいいます。

2. 研究開発期間終了後の取扱い

企業等に対しては、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用されることを前提に、平成 27 年度以降に取得され、所有権が AMED に帰属する所得物品のうち有形固定資産は、原則として耐用年数期間は無償貸与し、耐用年数経過後に有償で譲渡することとします。ただしいずれも、AMED が当該取得物品を使用し又は処分する場合はこの限りではありません。※

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。）

※ 上記取扱いを原則としますが、変更が生じる場合があります。研究開発終了時の賃貸借契約、売買契約、譲渡手続きの時点であらためて御案内させていただきます。

3. 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び委託研究開発の実施により発生した放射性廃棄物は、受託者の責任において処分してください。

IX. その他

1. 国民との双方向コミュニケーション活動について

総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議）では、「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組が求められています。研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

2. 健康危険情報について

AMED では、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）を得た場合には、所定の様式^{※1}にて厚生労働省への通報をお願いしています。連絡先等詳細については、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」^{※2}を参照してください。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

※1 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc>

※2 <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html> からリンク

3. 政府研究開発データベース入力のための情報

委託研究開発費により行う研究については、府省横断的なデータベースである政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局）への入力対象となります。以下の情報については、e-Rad を通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

（1）研究者番号（8桁）

e-Rad により研究者に一意に付与される研究者固有の番号（8桁）を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

（注）従来の「研究者 ID」とは異なりますので御留意ください。

（2）エフォート

「研究開発代表者」等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間（正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。）に占める割合を百分率で表した数値（1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値）（いわゆるエフォート）を記入してください。また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いします。

研究者 A のエフォート率（%） = $\frac{\text{研究者 A が当該研究の実施に必要とする時間}}{\text{研究者 A の年間の全勤務時間}} \times 100$

（3）「研究分野 細目・キーワード一覧」による研究分野

主たる研究分野（研究分野（主））と関連する研究分野（研究分野（副））について、「研究分野 細目・キーワード一覧」より選択し、系、分野、分科、細目番号、細目名を記入するとともに、当該研究の内容に即したキーワードについて「研究分野 細目・キーワード一覧」より選び、キーワード番号、キーワードを記入願います。（最低 1 つ、最大 5 つ）

キーワードの記入に際して、「研究分野 細目・キーワード一覧」より最低1つ選択する必要がありますが、「研究分野 細目・キーワード一覧」にないキーワードを記載する際は、「その他キーワード」欄に50文字以内で2つまで記入することができます。そのため、最大で合計7つのキーワードまで記入することが可能です

(4) 研究開発の性格

当該研究については、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれに当たるかを記入願います。

4. リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議））に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

5. 知的財産推進計画に係る対応について

「知的財産推進計画」は、知的財産基本法（平成14年法律第122号）に基づき、知的財産戦略を強力に推進するために、知的財産戦略本部により毎年策定されている計画です。知的財産推進計画2014（平成26年7月4日知的財産戦略本部）※¹においては、国際標準化活動を更に活性化するために、認証の戦略的活用を促進することとされており、AMEDにおいても、国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進に取り組むこととされています。

このため、委託研究開発費において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究開発計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、研究開発活動に認証機関を参画させる、公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討するなど、国際標準化を視野に入れた研究開発に取り組むよう、よろしく願います。

※1 知的財産推進計画2014（抜粋）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>

第1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

4. 国際標準化・認証への取組

(2) 今後取り組むべき施策

(特定戦略分野※²における国際標準化戦略の推進)

・特定戦略分野（市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定）における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。（短期・中期）（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

※2 特定戦略分野・・・先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア及びロボット

6. AMED 知的財産コンサルタントによる知的財産戦略立案の支援等について

AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、一貫した支援を行っていきます。具体的には、①明細書充実のための相談、データ追加のための助言等の成果の知的財産化における強化支援、②開発ステージ移行のための知的財産と連携した企業連携戦略等の助言、③企業への導出・ライセンス化活動の支援等を始め、AMED 知的財産コンサルタント及びAMED 担当課室等との連携を通じた研究開発計画における知的財産戦略・出口戦略の精査や立案支援等を行っていきます。このために必要な情報（研究開発計画や知的財産情報等）を提供します（IV. 1. 節を御参照ください）。また、必要に応じてヒアリング等を実施する予定です。

知的財産戦略・出口戦略の立案支援等を希望される方は、Medical IP Desk（医療分野の知的財産相談窓口）にお問い合わせください。Medical IP Desk については下記ウェブサイトをご参照ください。

7. 創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について

大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるため、AMED 創薬支援戦略部（以下「創薬支援戦略部」という。）が本部機能を担い、特定国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発

法人医薬基盤・健康・栄養研究所、特定国立研究開発法人産業技術総合研究所等で構成するオールジャパンでの創薬支援連携体制「創薬支援ネットワーク」を構築し、主に応用研究から前臨床開発段階までの創薬研究に対して切れ目のない実用化支援を行い、企業導出等に取り組んでいます。

具体的には、創薬支援戦略部が実施する事業の一環として創薬研究に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付けるとともに、有望シーズの情報収集・調査及び評価、個別シーズの知財戦略及び製薬企業への導出に向けた出口戦略を含む研究開発計画の策定や、応用研究（探索研究、最適化研究等）、非臨床試験（GLP 準拠）等における技術的支援、CRO（医薬品開発業務受託機関）や CMO（医薬品製造業務受託機関）等の紹介・委託支援、製薬企業への導出等の業務を行っています。

このように、創薬支援戦略部は、創薬研究を行う大学等の研究者に対して、実用化に関する技術的課題の助言や、製薬企業への導出に向けた研究開発戦略の策定支援等を専門に行う部門です。このため、AMED が委託する研究開発のうち医薬品開発に係る研究開発課題については、事業担当課室と調整の上、創薬支援戦略部による支援を積極的に行うことがあります。

つきましては、医薬品開発に係る応募研究開発課題については、その採否に関わらず、創薬支援戦略部に情報提供を行います（IV. 1. 節を御参照ください）。なお、創薬支援戦略部は研究者に帰属する知的財産等の保全及び守秘を前提として、研究者の要請に基づいて上記の支援を行います。

創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援に関する照会先は、X. 章を御参照ください。

8. AMED における課題評価の充実

AMEDにおいては、課題評価委員会を充実し、より適切な課題評価の実施することを目指し、専門領域について高度な知見を有する委員の確保、年齢・性別・所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮に取り組んでいます。

このため、課題が採択された場合等には、AMED の評価委員等としてのご協力をお願いすることがあります。

9. 各種データベースへの協力について

(1) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

・国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC*では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベースアーカイブ」（<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>）を提供しています。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」（<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>）では、ヒトに関するデータを提供しています。

・生命科学分野の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDC の「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるよう御協力を願います。

・問合せ先：科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）

アーカイブについては... [dbarchive "AT" biosciencedbc.jp](http://dbarchive.at.biosciencedbc.jp)

ヒトデータベースについては... [humandbs "AT" biosciencedbc.jp](http://humandbs.at.biosciencedbc.jp)

（上記アドレス“AT”の部分を実際@に変えてください）

* : バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

(2) その他

検体保存やゲノム解析については、既存の研究基盤の利用を積極的に行うことが求められ、AMED が最適な研究基盤に誘導・マッチングを提案する場合もあります。これらへの対応を含め、AMED が指定する各種データベースへのデータ提供を依頼する際は、御協力いただけますようお願いいたします。

X. 照会先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会してください※¹、²。また、情報の更新がある場合はAMEDウェブサイトの公募情報※³に掲載しますので、併せて御参照ください。

- ※1 お問い合わせはなるべく電子メールでお願いいたします（下記アドレス“AT”の部分を変えてください）。
- ※2 電話番号のお掛け間違いに御注意ください。電話受付時間は、特記なき場合、平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00 です。
- ※3 <http://www.amed.go.jp/koubo/>

照会内容	連絡先
公募研究開発課題、評価、提案書類の記載方法等	AMED 戦略推進部 再生医療研究課 Tel: 03-6870-2220 E-mail: saiseinw “AT” amed.go.jp
不正行為・不正使用・不正受給に関して	AMED 研究公正・法務部 E-mail: kouseisoudan “AT” amed.go.jp
利益相反管理・研究倫理教育プログラムに関して	AMED 研究公正・法務部 E-mail: kenkyuukousei “AT” amed.go.jp
創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援	AMED 創薬支援戦略部 西日本統括部 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町三丁目 1 番 グランフロント大阪 タワーB Tel: 06-6372-1771（内線 120） E-mail: id3navi “AT” amed.go.jp
e-Rad システムの操作方法	e-Rad ポータルサイトヘルプデスク お電話の前に、よくある質問と答え（FAQ）ページにて確認ください： https://www.e-rad.go.jp/contact/ からリンク →そのうえで、e-Radにログインし、操作マニュアルを確認できる状態で： Tel: 0570-066-877（ナビダイヤル）、利用できない場合は 03-5625-3961（直通） 受付時間 9:00～18:00（平日） ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
バイオサイエンスデータベース 生命科学系データベースアーカイブ	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） バイオサイエンスデータベースセンター E-mail: dbarchive “AT” biosciencedbc.jp http://dbarchive.biosciencedbc.jp/
バイオサイエンスデータベース NBDC ヒトデータベース	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） バイオサイエンスデータベースセンター E-mail: humandbs “AT” biosciencedbc.jp http://humandbs.biosciencedbc.jp/
AMED の知的財産ポリシー及び委託研究開発における知的財産の取扱い	AMED 知的財産部 Tel: 03-6870-2237 Email: medicalip “AT” amed.go.jp

XI. 公募研究開発課題

公募研究開発課題は以下のとおりです。本事業全体の概要等については I. 章を、公募・選考の実施方法については III. 章を、それぞれ参照してください。

1. 事業趣旨

平成 24～28 年度の間、再生医療実現拠点ネットワークプログラム「疾患特異的 iPS 細胞を活用した難病研究」が実施され、構築された研究基盤やそこで樹立された iPS 細胞を用いた研究により、疾患・創薬研究への道筋が示されました。これらの成果を最大限に活用し、疾患特異的 iPS 細胞を用いた疾患発症機構の解明、創薬研究や予防・治療法の開発等をさらに加速させるとともに iPS 細胞の利活用を促進することにより、iPS 細胞等研究の成果を速やかに社会に還元することを目指します。

2. 事業目標

疾患特異的 iPS 細胞を用いることで、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとする）等の病態解明、創薬の進展が見込める研究をさらに加速させます。また、疾患特異的 iPS 細胞を用いた研究に必要な技術を広く普及させることを目指して、iPS 細胞バンクの充実を図るとともに、より多くの研究者・企業が iPS 細胞を利活用できる環境を整備します。

3. 申請者などの要件

本事業は、機関を対象として公募します。そのため、課題の申請は機関の長が行うものとし、申請機関は、研究機関等（II. 1. (1) 参照）とします。本事業において必須な共同研究を実施する場合、かつ、AMED からの研究開発費の支援が必要な場合において、大学等や企業等は分担機関として参加することが可能です。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

4. 公募対象、実施内容

疾患特異的 iPS 細胞の樹立、目的細胞への分化誘導、難病等の病態解明、企業等と連携して、スクリーニング系確立等の研究を実施し、創薬を目指す「研究拠点 I」と、疾患特異的 iPS 細胞の樹立、目的細胞への分化誘導、ならびに創薬に向けた難病等の病態解明までを行う「研究拠点 II」をそれぞれ公募します。対象疾患毎の技術開発状況を示し、対象疾患毎に達成目標を設定します。

また、iPS細胞の利活用促進のため、2種類の課題を公募します。「バンク活用促進課題」として、iPS細胞の利活用促進のため、情報公開から分譲までの運営体制を高度化するとともに、iPS細胞の品質検査や情報管理がよりスムーズにできる体制を構築する課題を公募します。「iPS細胞樹立課題」では、健常人iPS細胞等の充実化を行う課題を公募します。申請者は大学等もしくは企業としますが、理化学研究所バイオリソースセンター（以下「理研BRC」という。）との連携を必須とします。

I. 難病等研究の促進

① 研究拠点 I

実施内容

- ・疾患特異的 iPS 細胞の樹立・維持・分化誘導技術や病態解析技術の高度化、効率化を行います。

- ・樹立し、品質確認をした疾患特異的iPS細胞を付随情報（品質・培養プロトコール・患者情報等）とともに理研BRCに寄託します。付随情報の項目は採択後に決定します。（10. 留意事項を参照）
- ・バンク利用者が臨床情報等を必要とする場合に対応できるよう、情報ルートを遡って、臨床情報等を得られる体制を整えます。
- ・疾患メカニズム解明、立体培養や複数種類の細胞を用いた病態・疾患モデルの作成、分化細胞の表現型解析、他分野の応用技術（イメージングなど）も活用した再現性のあるスクリーニング系の確立等を行います。スクリーニング系を確立するために、構築した系のバリデーションを実施します。
- ・疾患特異的 iPS 細胞を用いた研究に必要な技術を広く普及させ、各臓器別・疾患別の解析技術の向上等により、基礎研究の底上げを図り、疾患研究や創薬研究の促進に貢献し、iPS 細胞研究基盤の未熟な機関からも革新的なシーズを発掘するため、再生医療実用化研究事業の病態解明・創薬研究等を実施する課題（平成 30 年度公募予定）から連携希望があった場合、当該課題のうち、数課題に対し技術移転・支援を行うことを必須とする予定です。再生医療実用化研究事業の病態解明・創薬研究等を実施する課題は、主に理研 BRC に寄託された疾患特異的 iPS 細胞も活用することを想定しています。1 拠点あたり数課題に対し技術支援を行うこととし、1 課題あたり 300 万円を上限に必要経費を追加支援します。なお、国の戦略目標の変更等により、体制、支援規模について全面的な見直し、変更あるいは中止を行うこともあり得ます。
- ・疾患研究に対する国民の興味、関心や理解を深め、かつ国民との双方向的な対話を通じて国民のニーズを研究者が共有するために、アウトリーチ活動を年間 1 回以上実施することとします。

② 研究拠点 II

実施内容

- ・疾患特異的 iPS 細胞の樹立・維持・分化誘導技術や病態解析技術の高度化、効率化を行います。
- ・樹立し、品質確認をした疾患特異的iPS細胞を付随情報（品質・培養プロトコール・患者情報等）とともに理研BRCに寄託します。付随情報の項目は採択後に決定します。（10. 留意事項を参照）
- ・バンク利用者が臨床情報等を必要とする場合に対応できるよう、情報ルートを遡って、臨床情報等を得られる体制を整えます。
- ・疾患メカニズム解明、立体培養や複数種類の細胞を用いた病態・疾患モデルの作成、分化細胞の表現型解析、等を行います。
- ・疾患特異的 iPS 細胞を用いた研究に必要な技術を広く普及させ、各臓器別・疾患別の解析技術の向上等により、基礎研究の底上げを図り、疾患研究や創薬研究の促進に貢献します。iPS 細胞研究基盤の未熟な機関からも革新的なシーズを発掘するため、再生医療実用化研究事業の病態解明・創薬研究等を実施する課題（平成 30 年度公募予定）から連携希望があった場合、当該課題のうち、数課題に対し技術移転・支援することを必須とする予定です。再生医療実用化研究事業の病態解明・創薬研究等を実施する課題は、主に理研 BRC に寄託された疾患特異的 iPS 細胞も活用することを想定しています。1 拠点あたり数課題に対し技術支援を行うこととし、1 課題あたり 300 万円を上限に必要経費を追加支援します。なお、国の戦略目標の変更等により、体制、支援規模について全面的な見直し、変更あるいは中止することもあり得ます。
- ・疾患研究に対する国民の興味、関心や理解を深め、かつ国民との双方向的な対話を通じて国民のニーズを研究者が共有するために、アウトリーチ活動を年間 1 回以上実施することとします。

II. iPS 細胞の利活用促進

① バンク活用促進課題

実施内容

- ・匿名化された患者情報や分化誘導方法、論文情報等の付随情報の整理・管理を行います。
- ・ニーズに応じて、iPS 細胞や分化細胞について、付随情報の整備・公開、バンク使用者の細胞検索から、分譲まで遅滞なく実施できるようにします。例えば、検索システム（疾患名、年齢、遺伝子変異、性別、誘導方法等でのフィルタリング等）の改善や、分譲のために、拡大培養や品質確認等に関して迅速に対応できる実施体制を構築します。

- ・倫理・法規制対応として、専門の人材の配置等により患者情報も含め付随情報を管理（公開方法・内容の検討、策定を含む）する体制を構築します。再生医療の実現化ハイウェイ課題C、Dと協力して行うことを求めます。
 - ・疾患特異的iPS細胞が理研BRCに寄託されていることを広く周知し、利用方法、利用価値等について、PR活動を実施し、利活用を促進させます。
 - ・バンク会議を開催します（詳細は15. 進捗管理等を参照）。
- ※上記実施内容の対象は「疾患特異的 iPS 細胞を活用した難病研究」と本事業で寄託された細胞と細胞に関する情報等を必須とし、上記2事業に関連せず寄託された細胞と細胞に関する情報等にも対応することを求めます。

② iPS細胞樹立課題

実施内容

- ・疾患研究における健常人コントロール群や薬効・毒性評価に向けた研究のため、健常人iPS細胞を集中的に作製します。
 - ・健常人iPS細胞（「疾患特異的iPS細胞を活用した難病研究」で樹立・寄託された細胞も含む）に対して、エクソーム解析による多型情報や、目的細胞毎に分化効率のよい株選定のための特定の系統への分化効率の情報（例：プロトコルXによる神経幹細胞への誘導効率）など、利用者が求める情報を付随させます。付随情報の種類は、利活用促進に資する範囲内で申請時に提案し、ニーズに基づき実施します。
 - ・必要に応じて、遺伝子改変株作成や我が国特有の疾患のiPS細胞の樹立を行い、分化能確認を行った上で、理研BRCに寄託します。樹立する疾患は、PS、P0、事務局の調整等に基づいて最終的に決定します。
 - ・iPS細胞作製の裾野を広げるため、事業終了後、他の大学・企業等においてiPS細胞を作製できるような技術移転や育成を行います。
- ※iPS細胞樹立課題において、対象とする疾患は、研究拠点の対象疾患以外とします。事業開始後も適宜アンケート調査や動向調査を行い、優先して樹立するべき疾患に関して継続して検討することを義務づけます。
- ※遺伝因子が判明している難病について、患者リクルートが進まない、もしくは患者からの樹立が技術的に困難なため、疾患特異的iPS細胞が樹立されていない疾患等については、必要に応じて（バンクに寄託された）健常人iPS細胞から遺伝子改変株を樹立することも許容します。

5. 研究機関の目標

①研究拠点 I

疾患特異的 iPS 細胞を用いて疾患メカニズムを解明し、表現型解析や疾患モデリングなど解析技術の高度化を行います。具体的には、培養の基礎技術や疾患メカニズム解明、表現型解析や疾患モデル作成等に関する論文を対象疾患数の2倍以上報告し、その質も評価されます。また、その他の評価項目として、疾患特異的 iPS 細胞の樹立と寄託、知的財産の出願も評価の対象とします。

疾患特異的 iPS 細胞を活用した治療薬・治療法の創出を図るため、企業や他支援プログラム等に本プログラムでの成果を移行し、実用化に向けた研究開発を推進します。具体的には、本プログラムで研究開発した成果が企業・他支援プログラム等に移行された件数を評価項目とし、1拠点あたり2件を目標とします。（移行の定義は8. 研究拠点 I に関する本事業での支援範囲を参照）。

疾患特異的 iPS 細胞を用いた研究に必要な技術を広く普及させ裾野を拡大するために必要な支援を提供します。再生医療実用化研究事業において病態解明・創薬研究等を実施する課題の採択が決定し、連携希望があり、支援対象とする際、支援内容と定量的目標を策定し、評価を行います。一方、その他、拠点内外への支援内容は、支援先の支援内容と定量的目標を申請時に明記し、評価を行います。

②研究拠点 II

疾患特異的 iPS 細胞を用いて疾患メカニズムを解明し、表現型解析や疾患モデリングなど解析技術の高度化を行います。具体的には、培養の基礎技術や疾患メカニズム解明、表現型解析や疾患モ

デル作成等に関する論文を対象疾患数の2倍以上報告し、その質も評価されます。また、その他の評価項目として、疾患特異的 iPS 細胞の樹立と寄託、知的財産の出願も評価の対象とします。

本プログラムで研究開発した成果が企業・他支援プログラム等に移行された場合、高く評価するものとします。

疾患特異的 iPS 細胞を用いた研究に必要な技術を広く普及させ裾野を拡大するために必要な支援を提供します。再生医療実用化研究事業において病態解明・創薬研究等を実施する課題の採択が決定し、連携希望があり、支援対象とする際、支援内容と定量的目標を策定し、評価を行います。一方、その他、拠点内外への支援内容は、支援先の支援内容と定量的目標を申請時に明記し、評価を行います。

③ バンク活用促進課題

- ・ 理研 BRC に寄託された細胞に付随する情報や品質の管理を行います。寄託された iPS 細胞数に対し、情報が整理された株数について、評価を行います。（即時提供可能な株数の増加数 100 株/年）
- ・ バンク利用者数の増加を目標とします。体細胞と同様、疾患研究、創薬研究の材料として、多くの研究者、企業が利用できるようになることを目指し、細胞提供件数について、評価を行います。

④ iPS 細胞樹立課題

- ・ 課題内で新たに作成した健常人 iPS 細胞株 目標 100 株程度（男女各 50 例程度で、年齢毎に 5 つ程度のクラスターに分け、各々を 10 例程度。）
- ・ 我が国特有の疾患の iPS 細胞の樹立・寄託について、ニーズの対応状況も評価します。
- ・ 事業終了後、他の大学・企業等が iPS 細胞を作製できるような具体的な技術移転の方法や人材育成の体制が整っていることを求めます。
- ・ 新たに iPS 細胞を樹立・寄託することや、分化能等の情報を付随した iPS 細胞が利活用されることを目指し、バンクから提供された件数について、評価を行います。

6. 実施体制

① 研究拠点 I、II

- ・ 研究拠点の体制は、代表機関と、必要に応じて分担機関から構成されます。
- ・ 本プログラムでは、臨床医が研究参加者として、代表機関もしくは分担機関に参画することを必須とします。研究対象疾患の臨床医として、患者リクルート、体細胞の提供、表現型確認等のため、研究拠点に参画し、医療機関とのリクルート体制を構築できていることを必須とします。
- ・ 薬学・工学系等研究者はスクリーニングを含めた創薬研究や疾患研究のための開発技術を有している研究者として、代表機関もしくは分担機関に参画することが望ましいとします。理学・農学系研究者等であっても開発技術を有していれば、参加可能とします。
- ・ 企業等が分担機関として参画するためには、本事業において必須な共同研究を実施する場合、かつ、AMED からの研究開発費の支援が必要な場合とします。一つの研究拠点に複数の企業が参加することも可能です。詳細は 7. 企業との連携についてを参照ください。
- ・ 代表機関が責任を持って、実施内容の全てを統括することとします。
- ・ 分担機関は、十分に大きな役割を担う機関のみ設置可能とします。申請の際に、分担機関応募承諾書を提出して下さい。

② バンク活用促進課題

- ・ 理研 BRC が体制に参画することを必須とします。
- ・ 代表機関が責任を持って、実施内容の全てを統括することとします。
- ・ 大学等が代表機関となる場合は、必要に応じ、企業等は分担機関として参加し、効率的な体制とする必要があります。一方、企業等が代表機関となる場合も、必要に応じて、大学等は分担機関として参加し、効率的な体制とする必要があります。

③ iPS 細胞樹立課題

- ・ 代表機関が責任を持って、実施内容の全てを統括することとします。

- ・医療機関とのリクルート体制を構築できていることを必須とします。
- ・大学等が代表機関となる際は、目標達成に向けて、効果的・効率的に研究開発を進める上において必要な場合、企業等は分担機関として、体制に参加します。一方、企業等が代表機関となる場合は、iPS細胞樹立等のため、医療機関等を分担機関とすることを必須とします。
- ・バンク機関である理研BRCとの連携を必須とします。

7. 企業との連携について

本事業において、研究成果をいち早く創薬へ繋げるために、適切な時期に、企業等と適切に協力することは、望ましいと考えることから、以下のルールを設けます。

- ・企業は「連携・支援」もしくは「参画」・「分担機関」のいずれかとして参画し、参画状況も評価の観点とします。

「連携・支援」

分担機関として参加せずに秘密保持契約等のもと意見交換を行います。

「参画」

機関間連携協定、共同研究契約等を締結し、創薬のための基礎研究、スクリーニング系確立、スクリーニングのための研究を実施します。

「分担機関」

参画機関の内、AMED 委託費を配分される場合は「分担機関」とします。

- ・スクリーニング系確立以降に進む疾患については、原則、企業の「参画」を必須とします。
- ・採択以降でも企業の参加は可能です。

各研究開発段階における企業との連携ルール

研究 ステージ 研究拠点	樹立・ 分化誘導	疾患 研究	スクリーニング系 確立	化合物ライブラリー※ ¹ を用いたスクリーニン グ	構造展開以降
研究拠点 I	「連携・支援」もしくは「参画」していることが望ましい。 (採択後の AMED 主催企業向け研究内容説明会(仮)等に参加して下さい。)		実施には「参画」必須※ ²		本事業の対象 外
研究拠点 II					

- ・国内企業、外資系企業に関わらず、日本に法人格があれば、「連携・支援」「参画」可能とします。また、国内企業、外資系企業に関わらず、日本に法人格があり、日本国内に提案内容の研究が実施できる研究所を有していれば、「分担機関」として参画可能とします。ただし、日本人のドナーサンプルを活用することから、海外で先行して臨床開発をするのではなく、日本と同時に臨床開発することを条件とします。
- ・研究拠点に「参画」する企業等は、iPS 細胞の利用に関するライセンス契約において、特許実施の対価として通常の契約と異なり、上市後の成功報酬方式による契約を締結することが可能になる場合があります。詳細は、iPS アカデミアジャパン株式会社にお問い合わせください。
- ・病態解明のみならず、出口を見据えて創薬を目標とした研究計画であるかは事前評価時において、重要な観点とします。

- ※1 用いる化合物には開発が途中で中止された化合物や、医薬品について、新たな適応を探索する手法、いわゆるドラッグリポジショニングによる化合物を含みます。化合物は低分子、核酸、タンパク質、糖類なども含みます。
- ※2 難病等であり、企業の「連携・支援」が有り、「参画」が無い場合、研究計画で妥当性が認められた範囲に限り、大学等が主体となって、化合物ライブラリーを用いてスクリーニングを実施することを認めます。

8. 研究拠点Ⅰに関する本事業での支援範囲

構造展開以降は本事業の支援範囲外（企業又は他事業へ移行^{※1}）とします。スクリーニング系構築段階から企業・他事業への移行を見据えた研究を行うことを求めます。ただし、難病等であり、企業の「連携・支援」が有り、「参画」が無い場合研究計画で妥当性が認められた範囲に限り、アカデミアが主体となって、化合物ライブラリーを用いてスクリーニングを実施することを認めます。その際、創薬支援ネットワーク等の創薬支援基盤の利用可能性についても検討を行うことを求めます。妥当性が認められた場合、本事業の実施期間内における研究拠点のAMED研究開発費のうち、化合物ライブラリーを用いたスクリーニング費用は本事業費の10%程度以下とし、化合物の構造展開に要する費用は認めません。

- ※1 例として、本事業費を使用せず企業資本が入ったスクリーニング、医薬品開発に関する権利の企業への譲渡（ライセンスアウト）、スクリーニング実施のため難治性疾患実用化研究事業等や他事業への移行をいいます。

9. 研究拠点Ⅰ、Ⅱの研究開発対象疾患

難病^{※1}など、遺伝子異常の関与が考えられる疾患や疾患特異的iPS細胞を用いることで疾患発症機構の解明、創薬研究が期待される疾患を対象とします。

【対象疾患選定の観点】

- ① 疾患特異的iPS細胞を使用することの優位性があるか。具体的には遺伝性の要素が強い疾患や、適切な動物モデルが存在しない疾患等を優先します。
- ② 最低限の分化・誘導技術が確立されているか。我が国における技術の優位性が確認できているか。
- ③ 社会的ニーズ（医療ニーズ調査等を基に解析）がより高いことを優先します。
- ④ 企業との連携、患者数や企業ニーズを考慮し、創薬に向けた具体的な戦略を立てていることを重視します。

ただし、病態解明に主眼を置くことが妥当と考えられる場合には、観点①～③に重点を置いて提案することも可能とします。

※1 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

第一条 この法律は、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。以下同じ。）の患者に対する医療その他難病に関する施策（以下「難病の患者に対する医療等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

主要な研究対象疾患群、臓器群の例

血液疾患、免疫系疾患、内分泌・代謝系疾患、精神・神経疾患、感覚器系疾患（視覚系、聴覚・平衡機能系）、循環器系疾患、呼吸器系疾患、運動器系疾患（骨・軟骨・関節・筋肉系）、腎・泌尿器系疾患、消化器系疾患、その他

- ・本事業では、不合理な重複がなく、幅広く上記疾患群、臓器群等の研究を支援することを目的として採択をします。類似の疾患群、臓器群の提案が複数あった場合、ある特定の疾患群、臓器群の採択は1課題とする場合があります。
- ・研究代表者の専門性に沿った単独の領域を選択することを原則としますが、研究拠点として、目標達成に向けて、効果的・効率的に研究開発を進める上で、合理的な必要性和実施可能性が説明できれば、上記以外の分野や、複数の領域を統合的に研究対象とする提案も可能とします。
- ・多様な表現型を示す疾患の場合、疾患名のほかに、何を解析対象にするかも、具体的に示してください。
- ・個別の対象疾患については、他拠点との重複が生じないように評価委員会、PS、P0、事務局にて調整します。研究の進展によってPS、P0の調整のもと、事業開始後の疾患の追加や削除を認めます。
- ・対象分野内において、研究対象とする具体的な疾患名を記載し、それを取り上げる理由や申請段階での研究実施状況（ドナーリクルート状況、疾患特異的iPS細胞樹立済か、分化細胞が得られているか、疾患毎の具体的な研究開発スケジュール、企業との連携、知的財産）と達成目標の記載をお願いします。
- ・対象疾患のドナーリクルートが具体的に予定されていることを申請時に提案します。
- ・対象疾患には、新たに疾患特異的iPS細胞を樹立する疾患も含めることとしますが、iPS細胞から目的細胞に分化できる基本的な技術が確立していることを要件とします。
- ・既に創薬スクリーニングに進んでいる疾患は除外します。
- ・対象疾患には難病を含めることを必須とします。また、事業開始後も難病に対する研究の進捗を確認します。

10. 留意事項

① インフォームドコンセント

患者体細胞採取、疾患特異的iPS細胞作製等についてのインフォームドコンセントの際には、別途定める必要最低限の共通内容を含む本事業推奨の書式を使用することとします。

② 樹立、寄託、公開

寄託は細胞や付随情報等に関する諸権利は移転せずに、バンク事業（保存・提供）への利用を認めていただく手続です。生物遺伝資源寄託同意書の中で提供条件について定めておくことで、当該リソースの提供を受ける利用者に対して、用途の制限や論文引用等使用条件を付加することができます。本事業の費用を用いて樹立したiPS細胞等を理研BRCに寄託、公開し、バンクの充実を図るとともに、疾患特異的iPS細胞を国内外で幅広く使用できる基盤を構築します。なお、寄託は樹立後、3ヶ月程度で品質確認を完了し、直ちに行うこととし、寄託後すぐ公開します。樹立したiPS細胞とともに原料となった体細胞も同時に寄託します。また、公開は分譲申込みできる状態をいい、iPS細胞を用いた研究促進の観点から、理研BRCに寄託する細胞には妥当な提供条件を付すこととしますが、樹立した研究者との共同研究を条件とすることは原則認めません。寄託状況に関して定期的に調査を実施しますので、報告をお願いします。

研究拠点IおよびII

- ・樹立したiPS細胞は理研BRCに、樹立・分化誘導方法や、疾患情報等の付随情報も寄託することとします。付随情報は、指定難病については臨床調査個人票の情報を基本とします。それ以外の疾患の付随情報は、公募申請時に指定難病の臨床調査個人票に準じた案を提案することとします（事業開始後の取り扱いは③寄託したiPS細胞の患者情報等の統一化を参照）。ただし、分化誘導方法は、細胞を寄託した後、分化誘導方法が確立したら、情報を別途、理研BRCに提供することとします。
- ・研究拠点において作製したコントロール細胞（健常人、患者血縁者、ゲノム編集した遺伝子改変株等）についても寄託することとします。
- ・品質確認項目として、未分化マーカー確認、維持培養中のコロニー形態確認、in vitroでの多分化能確認、ベクターの残存確認、核型解析、マイコプラズマ感染確認を行うこととします。テラトーマ形成、STR解析、ウイルス感染（マイコプラズマ以外）等の確認は任意とします。

目的細胞への分化能確認は、細胞を寄託した後、分化誘導方法が確立したら、情報を別途、理研BRCに提供することとします。ただし、事業開始後に見直しをする可能性もあります。

- ・ iPS細胞を用いた研究促進の観点から、理研BRCに寄託する細胞には妥当な提供条件を付すこととしますが、国内配布に限り、樹立した研究者との共同研究を条件とすることは認めません。一方、理研BRCに寄託された細胞の海外への配布は可能としますが、樹立した研究者との共同研究を条件とすることは任意とします。国内と海外配布に関しては、各研究機関のリサーチツールの規定、もしくは MTA (Material Transfer Agreement) に基づく扱いをします。
- ・ 寄託細胞数は、1症例あたり $10^6 \sim 10^7$ 個の細胞を凍結保存したチューブを最低10本/株×3クローンとします。

バンク活用促進課題

- ・ バンクに寄託されたiPS細胞の基本的な品質検査を行い、より速やかに細胞を公開し、利用者へ分譲するまでの時間を短縮できるよう、実施を加速します。
- ・ 「疾患特異的iPS細胞を活用した難病研究」において、理研BRCに寄託された細胞については、基本品質検査（生存率、付着率（付着細胞のみ）、細胞形態、マイコプラズマ検査（DNA染色、PCR法）、STR、ウイルス検査）の実施を加速するために、本事業費を利用するものとし、分化能確認とiPS細胞確認検査（未分化性検査、多能性検査、核型解析、特定細胞への分化能）については本事業費を利用しないこととします。
- ・ 本事業で理研BRCに寄託された細胞について、基本品質検査と拡大培養の実施加速のために、本事業費を利用するものとし、分化能確認、iPS細胞確認検査については、上記の通り、研究拠点が実施後、理研BRCに寄託することとします。
- ・ 研究拠点IおよびIIが実施した品質確認項目の結果を、細胞毎にHPで公開することとします。

③ 寄託したiPS細胞の患者情報等の統一化

- ・ 研究拠点I、IIやiPS樹立課題は、申請時に臨床調査個人票をベースとした寄託する情報項目の提案を疾患毎に行います。採択後に、情報項目をAMED、PS、PO等で決定します。

1 1. 実施期間

①研究拠点 I

6年度

3年度計画を基本とし、課題評価を行い、さらに3年間の延長が認められる場合もあります。提案書は6年度の計画として作成して下さい。

②研究拠点 II

3年度

採択後3年度目の課題評価の際、研究拠点Iへの移行を希望することも可能とします。移行の可否に判断は課題評価の結果を参考に判断します。

③バンク活用促進課題

3年度

④iPS細胞樹立課題

3年度

1 2. 実施規模

①研究拠点 I

60,000~90,000千円/年（間接経費を含む）

②研究拠点 II

40,000~60,000千円/年（間接経費を含む）

③バンク活用促進課題

50,000千円/年（間接経費を含む）

④iPS細胞樹立課題

50,000 千円／年（間接経費を含む）

1 3. 採択課題予定数

- ①研究拠点 I
0～6 課題程度
- ②研究拠点 II
0～6 課題程度
- ③バンク活用促進課題
0～1 課題程度
- ④iPS 細胞樹立課題
0～1 課題程度

1 4. 提出書類

- 1) [様式 1] 研究開発提案書（必須）
- 2) [様式 2] 分担機関応募承諾書（分担機関がある場合は必須）
- 3) [別添様式 1] 若手研究者育成活用事業 履歴書（若手研究者の登用を希望する場合は必須）
- 4) [別添様式 2] 若手研究者育成計画書（若手研究者の登用を希望する場合は必須）
- 5) 産前・産後休業および育児休業を取得したことを所属機関の長が証明した書類
（若手研究者の登用を希望し、該当する場合は必須（様式自由））
- 6) 動物実験等の実施に関する自己点検書類（動物実験等を実施する場合は必須。様式自由）

1 5. 進捗管理等

採択の際に、研究開発提案毎に適切な研究終了時（平成 31 または 34 年度末）の適切な達成目標を定めます。進捗確認のために、年度毎にヒアリングやサイトビジットを行います。開催場所は適宜とします。

拠点運営会議／課題運営会議、バンク会議

研究拠点 I・II は、拠点内に拠点運営会議を設置し、バンク活用促進課題、iPS 細胞樹立課題は、課題内に課題運営会議を設置します。拠点運営会議／課題運営会議は、代表研究者を長として、事業の実施に関連する者で構成し、研究進捗の確認、情報共有、共同研究体制の強化・推進を図ります。拠点運営会議の管理・調整は拠点機関が行い、少なくとも年 1 回、開催することとします。なお、必要に応じて、PS、P0、外部有識者、AMED、文部科学省等関係府省がオブザーバーとして参加します。

また、バンク会議を設置します。バンク活用促進課題が開催します。バンク活用促進課題、iPS 細胞樹立課題、理研 BRC で構成し、バンクの利活用促進に向けて、随時、開催するものとします。必要に応じて、PS、P0、外部有識者、AMED、文部科学省等関係府省がオブザーバーとして参加します。



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
戦略推進部部 再生医療研究課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 22F
Tel 03-6870-2220 Fax 03-6870-2243
平成29年2月